



鳥取県公報

平成14年 1月11日(金)
第 7 3 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	町の区域の新設等（7）（市町村振興課）..... 1
	地籍調査に関する事業計画の変更（8）（耕地課）..... 3
	都市計画の変更（2件）（9・10）（都市計画課）..... 3
教委告示	教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（1）（総務福利課）..... 4
調達公告	一般競争入札の実施（防災危機管理課）..... 4

告 示

鳥取県告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新設し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による境港市境港西工業団地土地区画整理組合が行う境港市境港西工業団地土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する町の名称	同左の区域（平成12年7月13日現在の地番による。）
西工業団地	外江町字西灘3654の1から3654の11まで、3655の1から3655の6まで、3656の1から3656の4まで、3657、3658の1から3658の6まで、3659の2、3659の4から3659の6まで、3659の8から3659の11まで、3659の13から3659の15まで、3660の1から3660の3まで、3665の2から3665の5まで、3666の1、3666の2、3666の4から3666の6まで、3671の2から3671の6及びこれらと一体をなす国有地 外江町字浜橋新田3682の1から3682の9まで、3683の1、3683の2、3684の1から3684の3まで、3685の1、3685の2、3686の1、3686の2、3687の1から3687の4まで、3688の1、3688の2、3688の4から3688の7まで、3688の9、3689の1、3694の1、3694の3、3695の2、3695の3、3695の8、3695の9、3696の1、3696の2、3700の4、3700の6、3700の9から3700の12まで、3701の1、3702の1から3702の3まで、3703の1から3703の3まで、

3704、3705の1、3705の2、3706、3707の1、3707の2、3708の1から3708の14まで、3709の1から3709の4まで、3710の1から3710の3まで、3711の1、3711の2、3712の1、3712の2、3713の1、3713の2、3714の1、3714の2、3715の1から3715の8まで
 外江町字湯浅新田3716の2から3716の8まで、3716の10から3716の12まで、3718、3722の2から3722の4まで、3723の2、3723の3、3725、3725の1、3727の2、3727の3、3728の2、3730の2、3730の3、3730の5、3730の7から3730の9まで、3730の11、3730の12、3730の14から3730の16まで、3731の1、3731の2、3731の4から3731の8まで、3732の2、3736の1、3736の3から3736の5まで、3736の7から3736の9まで、3737の1、3737の4、3737の5、3740の1、3740の3から3740の11まで、3740の14、3740の15、3742の3、3742の4
 外江町字彦男新田の全域
 外江町字昭和新田の全域
 外江町字重政新田3766の1から3766の9まで、3766の11から3766の17まで、3767の2、3771の1、3771の2、3771の4、3771の5、3772の1から3772の5まで、3773の2、3775の2、3776の2、3777の2、3777の3、3778の2、3779の2、3780の2、3781の2及びこれらと一体をなす国有地の一部
 渡町字田代沖3181の1の一部、3181の5から3181の7までの一部、3181の9、3181の10、3190の1から3190の5までの一部及びこれらと一体をなす国有地
 渡町字八幡沖3199の1、3199の2、3201の1、3201の3、3201の4の一部、3211、3212、3213の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
 渡町字大下沖の全域

区域を変更する町及び字の名称	同左の区域（平成12年7月13日現在の地番による。）
渡町	渡町字田代沖3179の2、3181の1の一部、3181の4、3181の5から3181の7までの一部、3181の8、3186の1、3186の3、3187の1から3187の6まで、3188の1から3188の8まで、3189の1から3189の9まで、3190の1から3190の5までの一部及びこれらと一体をなす国有地 渡町字八幡沖3201の2、3201の4の一部、3213の一部、3214、3215の1、3215の2、3216、3218及びこれらと一体をなす国有地
外江町字西灘	外江町字西灘のうち3654の1から3654の11まで、3655の1から3655の6まで、3656の1から3656の4まで、3657、3658の1から3658の6まで、3659の2、3659の4から3659の6まで、3659の8から3659の11まで、3659の13から3659の15まで、3660の1から3660の3まで、3665の2から3665の5まで、3666の1、3666の2、3666の4から3666の6まで、3671の2から3671の6及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
外江町字浜橋新田	外江町字浜橋新田のうち3682の1から3682の9まで、3683の1、3683の2、3684の1から3684の3まで、3685の1、3685の2、3686の1、3686の2、3687の1から3687の4まで、3688の1、3688の2、3688の4から3688の7まで、3688の9、3689の1、3694の1、3694の3、3695の2、3695の3、3695の8、3695の9、3696の1、3696の2、3700の4、3700の6、3700の9から3700の12まで、3701の1、3702の1から3702の3まで、3703の1から3703の3まで、3704、3705の1、3705の2、3706、3707の1、3707の2、3708の1から3708の14まで、3709の1から3709の4まで、3710の1から3710の3まで、3711の1、3711の2、3712の1、3712の2、3713の1、3713の2、3714の1、3714の2、3715の1から3715の8まで以外の区域
外江町字湯浅新田	外江町字湯浅新田のうち3716の2から3716の8まで、3716の10から3716の12まで、3718、3722の2から3722の4まで、3723の2、3723の3、3725、3725の1、3727の2、3727の3、

	3728の2、3730の2、3730の3、3730の5、3730の7から3730の9まで、3730の11、3730の12、3730の14から3730の16まで、3731の1、3731の2、3731の4から3731の8まで、3732の2、3736の1、3736の3から3736の5まで、3736の7から3736の9まで、3737の1、3737の4、3737の5、3740の1、3740の3から3740の11まで、3740の14、3740の15、3742の3、3742の4以外の区域
外江町字重政新田	外江町字重政新田のうち3766の1から3766の9まで、3766の11から3766の17まで、3767の2、3771の1、3771の2、3771の4、3771の5、3772の1から3772の5まで、3773の2、3775の2、3776の2、3777の2、3777の3、3778の2、3779の2、3780の2、3781の2及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
渡町字田代沖	渡町字田代沖のうち3179の2、3181の1、3181の4から3181の10、3186の1、3186の3、3187の1から3187の6まで、3188の1から3188の8まで、3189の1から3189の9まで、3190の1から3190の5まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称	外江町字彦男新田、外江町字昭和新田、渡町字八幡沖、渡町字大下沖
----------	---------------------------------

鳥取県告示第8号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成13年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成14年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
淀 江 町	変更前	西伯郡淀江町大字西原、大字福井、大字福瀬、大字平岡及び大字西尾原の各一部	平成14年 3月29日まで	0.22
	変更後	西伯郡淀江町大字西尾原、大字平岡及び大字本宮の各一部	”	0.09

鳥取県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・4・21号大工町土居叶線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市興南町、富安一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成字柳ヶ坪、字下坪、字中坪、字西ノ欠、字分木及び字上分木、大覚寺字井古田及び字思案橋、的場字小寺及び字マニトバ並びに宮長字下坪

鳥取県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市上井字狭間及び字宮ノ前、大平町字山ノ鼻及び字双来並びに海田東町字山ノ下

変更する部分

倉吉市上井字長泓及び字五反田、大平町字澤並びに海田東町字双来、字外薬師、字柳原及び字荒神

削除する部分

倉吉市上井字小河原及び海田東町字澤

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第8項の規定に基づき、鳥取県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として、鳥取県教育委員会事務局総務福利課教育企画室の職員を指定したので、同項の規定により告示する。

平成14年 1月11日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県西部地震関連地域の地下構造調査 一式

(2) 調達する役務の概要

鳥取県西部地震の震源域を含む地域及び米子市周辺域の地下構造について、主に南北方向の地下構造の変化を調査し、地震発生機構の解明に資する基礎資料を得るとともに、地震動予測の基礎データを収集する業務

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期限

契約日の翌日から平成15年10月31日まで。

(5) 履行の場所

調査地域（鳥取県西部地域等）及び鳥取市

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であるとともに、その営業種目が役務のその他であること。

(3) 平成14年1月11日（金）から平成14年2月21日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に、地下構造を調査する業務の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）

3 契約担当部局

鳥取県防災危機管理課

4 入札手続

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災危機管理課

電話 0857 - 26 - 7878

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

なお、入札書の提出場所は(1)の場所とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成14年2月21日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の提出期限については、同日午前11時30分とする。）

イ 場所 鳥取県庁第3会議室（本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成14年1月31日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Analization of underground structures in the region affected by the Western Tottori (Prefecture) Earthquake

(2) January 31, 2002 5 : 00PM : Time - limit for the submission of documents for the qualification confirmation

(3) February 21, 2002 1 : 30PM : Time - limit for the submission of tenders : February 21, 2002 11 : 30AM : Time - limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact address and number for the notice : Disaster Prevention and Crisis Management Division, Tottori Prefectural Government

1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi

680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7878